

必ずお読みください 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

■商品の仕組み：この商品は総合生活保険普通保険約款と、賠償責任保険普通保険約款に各種特別約款・特約をセットしたものです。

■この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただく特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者およびご加入者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

●クーリングオフ

・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●告知義務

・払込取扱票に★や☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※代理店には、告知権限があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

・ご加入後に払込取扱票に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、遅滞なく（看護職賠償責任保険はすみやかに）ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されたり、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

・払込取扱票に記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または東京海上日動火災保険（株）までご連絡ください。

●もし事故が起きたときは

・ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、直ちに（看護職賠償責任保険は遅滞なく）事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
・保険請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

・ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

・この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知ください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

・責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。先取特権とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご理解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償として弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認している場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●保険金をお支払いする主な場合

＜看護職賠償責任保険（財物損壊担保特約条項、財物損壊担保特約修正特約条項付帯、法律相談費用担保特約条項、人格権侵害担保特約条項）＞
・看護職賠償責任保険では、看護職または業務の補助者が日本国内において「看護業務」を遂行することによって発生した他人の身体障害や財物の損害（損壊、損失、盗取、詐取）、人格権の侵害について、被保険者である看護職が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。
「人格権の侵害」 次のいずれかの不当行為による他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。
ア、不当な身体拘束
イ、口頭または文書もしくは図面等による表示
たとえば、次のようなケースが考えられます。
①看護師が医師の指示と異なった薬剤を点滴してしまい、患者が死亡した。
②看護師が医師の指示により採血を行った際に患者の身体を傷つけてしまった。
この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従って保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に際する調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥錠交換費用（財物損壊担保特約修正特約条項）	（1）被保険者が所有、使用または管理する鍵の盗取、盗取または詐取についての保険金を支払う場合において、鍵と対をなす錠を交換するために生じた費用（以下「錠交換費用」といいます。）を被保険者が負担することによって被る損害について、保険金を支払います。 （2）（1）の「錠交換費用」には、応急処置または臨時の鍵の手配等の仮復旧のための費用を含みます。
⑦法律相談費用（法律相談費用担保特約条項）	（1）被保険者がセクシュアルハラスメントまたはパワーハラスメント（以下「差別行為」といいます。）を受けたことまたはそのおそれについて、法律相談費用を支出したことによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。 （2）（1）の事故が加入者証記載の補償期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

＜総合生活保険（傷害補償）＞
保険金支払の対象とならない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
・職業または職務に従事している間（通勤途中を含みます。）の「意欲かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となるケガが（※1）をした場合に保険金をお支払いします。
（※1）ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

・保険金をお支払いする主な場合

①死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
②後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

＜針刺し事故等による感染症危険補償特約＞

・この特約の補償内容
当会社は、被保険者が事故を直接の原因として、保険金支払事由に該当した場合に、保険金を被保険者に支払います。
・用語の定義
この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事（※1）に生じた偶然な血液曝露事故をいいます。（※1）実習中を含みます。
血液曝露事故	ア、血液付着した鋭利な医療器具（注射針、メス等）によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること。 イ、血液の飛沫が被保険者の眼球等の粘膜に曝露すること。
保険金支払事由	次のいずれかの事由となることをいいます。 ア、HBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けること。 イ、HCVに感染すること。 ウ、HIVに感染すること。

＜補償期間と支払責任の関係＞

・当会社は、補償期間中に生じた事故により、観察期間中（事故の発生の日からその日を含めて1年以内）に保険金支払事由に該当したことを医師等が診断した場合にかぎり、保険金を支払います。

●お支払いの対象とならない主な場合

＜看護職賠償責任保険＞
・次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。
①法令で定められた資格を有しない者が遂行した看護業務 ②被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（看護業務に使用する機械および器具、鍵と対をなす錠を交換するために生じた費用を除きます。） ③美容を唯一の目的とする業務 ④看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊婦、じく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害 ⑥保険契約者または被保険者の故意、過失、詐欺、強迫、暴行、盗取、暴行、洪水、津波、高潮 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑧被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊を除きます。） ⑨被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑩被保険者の使用人か、被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任 ⑪排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑫サイバー攻撃等（法律相談費用担保特約条項）
・直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
①初年度契約の効期日より前に行われた差別行為（その行為と同一のまたは関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行わがなされた時にすべてなされたものとみなします。）
②補償期間の初日において、被保険者が認識していた（認識し得たと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）差別行為

＜総合生活保険（傷害補償）＞
・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・むちうち症や腰痛等、医学的常態所見のないもの
・＜針刺し事故等による感染症危険補償特約＞
当会社は、下表のいずれかに該当する感染または発病に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた感染または発病 ア、被保険者 イ、保険金の受取人（※1）
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた感染または発病。

（※1）保険金の受取人法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
・当会社は、被保険者が直接検査を受けなかった場合は、理由がいかなるときであっても保険金を支払いません。
・当会社は、直接検査の結果、その時点で被保険者がHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合は、そのウイルスによる感染または発病を保険金支払事由とする保険金を支払いません。
※直接検査とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内（3日目の午後12時まで）に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

（1）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
（2）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効となります。
（3）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者または被保険者が引受保険会社にごこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

●他の保険契約等がある場合

・この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合	他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合	損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●代理店の業務

・代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（※））またはマンション管理組合である場合および総合生活保険会社では、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものの中から、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
（※）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

●共同保について

・複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社に代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

●個人情報の取扱いについて

保険契約者である公益社団法人日本看護協会は引受保険会社に本保険制度加入申し込み（払込取扱票（郵便振替用紙）記載の内容）に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社には、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則および、業務の適切な運営の確保（個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）に提供すること）に限定されます。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）に提供すること ②医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること ③契約締結、保険金支払手続等の提供・案内のために、共同して利用すること ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払に利用するために、再保険引受会社等に提供すること ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
ご加入者の皆様の事故に関する情報は、適切かつ公正な判断のために、必要に応じて、事故審査委員会に提供されることがございます。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

・東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんばADRセンター」】
ナビダイヤル0570-022808（通話料有料）
受付時間＞平日・午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ご加入内容確認事項（意向確認事項）
本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、本紙等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
1. 保険商品が以下の点でお客様の希望に合致しない内容となっていないことを本紙「重要事項説明書」でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。 □保険金をお支払いする主な場合 □保険金額、免責金額（自己負担額） □保険期間 □保険料、保険料払込方法 □保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項において、「他の保険契約等」がある場合は、本紙等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？ 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意（※1）」についてご確認ください。 （※1）例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2021年11月作成（21-T03549）

日本看護協会会員の皆様へ



- ・ 補償内容が充実！
- ・ ハラスメント相談窓口を設置！

サポート1

事故発生から解決まで、専門的な知識と経験をもつ看護職がアドバイス。

〈相談対応・支援〉
看護職賠償責任保険制度「サービス推進室」
「ハラスメント相談窓口」

サポート2

賠償請求の内容が、妥当であるかを公正にチェック！

〈事故審査委員会〉

掛金は1年間で

2,650円

※総合生活保険：団体割引30%・大口団体契約割引10%・損害率による割引適用、職種級別A

内訳

保険料1,800円※ + 運営費850円

補償期間
2022年4月1日（午後4時）から
2023年4月1日（午後4時）までの12ヵ月間

運営費の使途

ご加入手続きにかかわる事務運営費、事故にかかわる情報収集、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

4月1日補償開始分

申し込み締め切り：2022年3月15日（火）

※中途加入の方は中面の掛金表を必ずご確認ください。

保険加入には2022年度日本看護協会会員資格が必要です。

申し込み方法：ご希望の補償開始日の申し込み締め切りまでに、本パンフレットと同時にお届けしている郵便振替用紙にて掛金をお振込みください。

4月1日補償開始分は3月15日（火）までに申し込みください。

- 日本国内で看護職が行う業務（特定行為およびその実施可否判断を含みます。）によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。
- 業務中に偶然な事故により死亡、後遺障害が生じた場合や針刺し事故等によりHBV、HCV、HIVに感染された場合（HBVは感染後、B型肝炎を発病・治療した場合）に保険金をお支払いします。

看護職賠償責任保険の対象業務

①保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。
※災害派遣等における看護業務を含む。
※特定行為およびその実施可否判断を含む。
※有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む。
※院内助産システムにも対応です。

②助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。

③准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。

④①②③に対する管理監督業務。
（注）対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

もちろん、賠償金もしっかり補償

対人賠償
誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまった など
1事故 5,000万円 限度
（補償期間中 1億5,000万円まで）
※類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることを約束するものではありません。

〈保険金の内訳〉
・被害者の治療費
・慰謝料
・休業補償 など

対物賠償
うっかり患者のメガネを踏みつけ破損してしまった など
1事故 100万円 限度
（補償期間中 100万円まで）
※類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることを約束するものではありません。

〈保険金の内訳〉
・被害財物の修理費
・再購入費用 など

人格権侵害
患者との会話において、名誉を傷つけたらと訴えられた など
1事故 5,000万円 限度
（補償期間中 5,000万円まで）
※支払限度額は、対人賠償の支払限度額と共有です。

〈保険金の内訳〉
・名誉毀損の賠償費用
・プライバシーの侵害 など

初期対応費用
事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用
1事故 500万円 限度
（うち身体障害についての見舞費用1被害者につき10万円限度）
※類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることを約束するものではありません。

〈保険金の内訳〉
・事故原因の調査費用
・見舞費用などの所定の費用 など

ハラスメントに関する弁護士相談費用も補償

就業中に、セクハラ・パワハラを受けて弁護士に相談した場合 など
1事故 10万円 限度
（補償期間中30万円まで）

法律相談費用

就業中に、セクハラ・パワハラを受けて弁護士に相談した場合 など
1事故 10万円 限度
（補償期間中30万円まで）

傷害死亡・後遺障害保険金

就業中の偶然な事故により死亡もしくは後遺障害が生じた場合
66.3～85万円

血液曝露等傷害保険金

HBV 1.8万円 HCV 18万円 HIV 60万円
（事故発生からその日を含めて3日以内に直接検査を行っていただきます。）

※保険金をお支払いする主な場合やお支払いの対象とならない主な場合については裏面で必ずご確認ください。
※看護職賠償責任保険制度は公益社団法人日本看護協会を団体保険契約者、本保険制度加入者を記名被保険者とする看護職賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款＋保健師・助産師・看護師特別約款）および血液曝露等傷害保険（正式名称：針刺し事故等による感染症危険賠償補償特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～3級）、就業中のみの危険賠償特約セット総合生活保険）のネットネームです。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、公益社団法人日本看護協会が有します。
※このパンフレットでは「保険期間」を「補償期間」と読み替えて使用しています。

事故発生から保険適用までの流れ (民事上の責任)について、ご説明します。

★下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。
詳細につきましては、取扱代理店もしくは東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。
★医療事故の影響や被害を最小限に食い止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応と言われています。
看護職の誠意ある対応はもちろんのことですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者(院長等)と検討の上、適切な時期に行っていくことが大切です。

